

諮問 第 5 7 9 号  
環水大水発第 2208162号  
令和 4 年 8 月 16 日

中央環境審議会会長  
高村 ゆかり 殿

環境大臣 西村 明宏  
(公 印 省 略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について (諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙 1 の農薬に関し、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準 (昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号) 第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙 2 の農薬に関し、同告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(2RS)-2-[4-(4-クロロフェノキシ)-2-(トリフルオロメチル)フェニル]-1-(1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール (別名メフェントリフルコナゾール)

(別紙2)

(RS)- $\alpha$ -シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=(1RS, 3RS; 1RS, 3SR)-3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シフルトリン)

O-2,6-ジクロロ-p-トリル=O,O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名トルクロホスメチル)

2,4'-ジクロロ- $\alpha$ -(ピリミジン-5-イル)ベンズヒドリル=アルコール(別名フェナリモル)

中環審第1240号  
令和4年8月19日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会  
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり  
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について (付議)

令和4年8月16日付け諮問第579号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。